

委員会報告

福祉文教常任委員会 尾道市立土堂小学校を視察

福祉文教常任委員六名と教育長で、平成十七年五月十二日、尾道市立土堂小学校を視察した。

最初、四年生（二十二名）と五年生（二十七名）の授業が公開されたので、四十分間授業参観をした。

授業は、四十五分をモジュールで、十五分を一区切りとし、「読み・書き・計算」の徹底的なドリル学習を展開。四年生の授業で、孔子の「論語」を音読・暗誦させていたのは驚いた。また、十マス計算（百マス計算で有名）で掛け算を「何秒で答えを出すか」を競争させる。先生が、ストップウォッチを片手に、スピードを競わせていた。

その他、授業での感想を列挙する。①集中させるため、先生が常に適切な評価を行う。例えば、「女子の方が元気がよいな。暗誦を班で交互にやらせる時、順番でない班を評価し（口を動かしているから素晴らしい）。姿勢の悪い子には（〇〇君、地球にとっしり足がついてないよ」等評価活

動を重視。②字を書くのは、すべて鉛筆を使用。シャーペン使用児童皆無。③パソコン教室で、文字を書く時、鉛筆を正しく持ったための、矯正器具を使用（参観者、いたく感心）。

④五年生のMJ（黒板の板書より）転記。○発声。○早口言葉。○いろは。○漢字練習。熟語辞書引き。○十マス計算。○百人一首。授業参観の後には、超有名な陰山校長の講話を聞く。教育者というイメージでなく、会社の経営者という感じ。「理論じやありません。すべて結果ですよ」。確かに、今春卒業の二十七名の進路先が凄い。広大付属福山に四名受験して三名合格。広大付属三原に一名受験し合格。西条の中高一貫校に六名受験し、全員合格。

大変驚いたことは「読



土堂小学校授業参観

陰山校長の説明

大変驚いたことは「読

み・書き・計算」の徹底的なドリル学習により、知能指数が飛躍的に向上したとの事。

「早起き・早寝」する子は、成績が良い。（早寝・早起きではなく、親が早く起こして、脳を覚醒させる）。陰山校長は、兵庫県出身。教諭からの公募で、校長に登用された。三年目、地域から実績を評価され、六学級から現在九学級に増えている。

福祉文教常任委員会 南国市の食育を視察

福祉文教常任委員六名と教育長で、南国市教育委員会と後免野田小学校（アンパンマン作者、やなせたかしの母校）を平成十七年六月七日視察した。最初、南国市（な

んこくし）（人口約五万人）の市役所で、地産地消、食育に関するビデオ試聴。続いて、市教委の西森教育長（三期、十年目）の地産地消、食育に関する実践について説明を受けた。

その後、市役所近くの後免野田小学校に出向き、小学校一年生の給食、配膳指導を参観した。西森教育長、スタッフによる説明の主な点は、以下のとおり。

○「食育」は、かつては市民権を得ていなかった。平成十一年度から、知育・徳育・体育と並ぶ教育理念に「食育」の位置づけをした。

○校長在職時代、やり残したことが二つ、即ち「学校給食」と「学童保育」である。

○戦後、学校給食の果たして来た役割は、大きな成果を残した。今後は「飢え」からの解放、「平等主義」といったアメリカ型農政に替わる「食育」の推進が重要と考える。

○学校給食に対する国からの援助制度は終わった（平成十二年

度から、米飯補助金を出さない）。わが古里は、自らの智慧で築く以外に道なしと思慮。

○平成十一年度より、「学校給食」の業者委託をやめ、自校給食へと切り替えた。

各学級ごとに、電気炊飯器を設置して、米飯給食実施率は、高知県が全国第一位。

○永い歴史に支えられた、米を中心とする日本型の食文化へのこだわりが、米飯完全給食の原点。

○地産地消のメリットは、生産者と消費者を結び、顔が見える信頼関係の構築である。

○「食教育」を通じ、「ありがとう」（感謝）「がんばるなさい」（食べ残さない）の言える教育を目指している。

○地産地消、食育をここまで推し進めることが出来たのは、浜田市長との絆のおかげである。

○平成十五年四月より、月曜から金曜まで、すべて行っている。現業組合との交

渉は、米飯給食を実施して三年という短期間で妥結。労働過重となるが、「子どもたちのために」という一点で協力を得られる。

また、農業委員会（特に会長の後押し）による全面的なバックアップ体制が奏功した。年間二〇組の視察を受け入れている。

○トップは、常にリスクを背負い決断しないと役人の「前例踏襲主義」の打破は不可能である。



後免野田小学校給食

総務企画常任委員会 ふるさとふれあい事業等調査

日時 平成十七年六月
十三日（月曜）

場所 本庁第一会議室

平成十七年度総務企画常任委員会では重点課題として、次の事項を調査研修することとしました。

一、ふるさとふれあい事業の調査

二、町有財産の指定管理者、維持管理の取り

三、財政健全化へ向けての講習会

四、情報化推進の取り組み状況

このうち十三日の協議事項は

一、ふるさとふれあい事業の現状について

企画課長に十六年度の事業報告と十七年度の事



よしと新編劇

業説明を受けた。内容は別表のとおり。

平成 16 年度ふるさとふれあい事業（表 1）単位：円

予算額 800 万円	実施済み額 7,549,795	未執行額 450,205
未執行額 （内訳）	油 木 地 区 163,000	神石地区 270,205
	豊 松 地 区 17,000	三和地区 0

申請事業不採択状況は宗教行事と自治振興会通常行事二の計三件でした。

補助団体に補助事業をする場合、各地域からでた計画書は各支所の判断が色々あるが、目的に違つたものは少なかった。

事業計画は十年間であるが、事業費が期間内に計画が変わるのではないが、行政指導型の予算使用が何割かは試用する。

	油 木	神 石	三 和	豊 松	合 計
事業計画済み	10,486,000	3,004,374	6,050,000	5,134,200	24,674,574
一般事業扱い	6,650,000	4,177,000	1,810,000	4,810,000	17,447,000
未決定額	7,864,000	17,818,626	17,140,000	15,055,800	57,878,426
	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	100,000,000

委員の質問で、助成は事業費の一〇〇%でいいのか、八〇%であるのか、一〇〇%の事業があるが、内容によつては一〇〇%の事業もある。

九月までに計画書が提出され予算化できないか、各地区の事務局や公民館長によつて違つてくる。

二、指定管理者制度の現状と方向について

入江総務係長から制度概要について説明を受けた。

平成十五年六月地方自治法が改正され、民間事業者のノウハウの活用で、民間事業者等（指定管理者）へも施設管理委託が可能となった。

そのためには、条例の定めが必要であり、指定管理者の指定はあらかじめ議会の議決が必要である。

四、情報化推進の取り組みは

一月中に調査検討する。

産業建設常任委員会

農地の荒廃をどう防ぐか 町内の農業法人などの現地調査

産業建設常任委員会では、今年度の重点課題を

①農地の荒廃をどう防ぐか。

②農業法人、公社の活動と今後の方針

③特産品販売施設の実情として取り組むこととし

ました。

最初の常任委員会の活動として、六月九日現地調査を行い、実情の把握と今後の課題などを調査した。

◎調査箇所建設課関係

町営住宅 十八団地及び高齢者向け特定優良賃貸



来見堆肥センター

住宅建設予定地（豊松）

・町道高蓋日別線

・町道時安線

・町道小学校岡崎屋線

・町道宗兼中線

・町道油木豊松線

・町道仁後線

産業課関係

・農事組合法人くわぎ

・来見堆肥センター

・豊松陽光の里公社

・西油木機械利用組合

・農事組合法人よしがき

こ

◎実情と仮題

*町営住宅

・公営住宅

・百七十三（空き十五戸）

・特定公共賃貸住宅

・三十一戸（空き二戸）

・単独住宅

・六戸（空き一戸）

・若者住宅・四戸（空き〇）

・消防職員用待機住宅

・四戸（空き一戸）

・合計二百十八戸（空き十九戸）で、入居者は団

地によってばらつきがある。

豊松地区の高齢者向け住宅団地では、団地内の集会所が計画されているが、再検討すべきである。

*町道について

いずれも、事業採択が決まっているもの、工事の路線である。

二次改良の計画もあるが、今後の採択に当たっては、緊急性・重要性を考慮して採択すべきである。

*来見堆肥センター

二億六千万円余りで建設され、十一年度から稼働している。製造能力は年間一千万トンで良質な堆肥を製造しており、売り上げも年間約一千万円。

施設の維持のため、積み立ても行われており、堅実な運営がされている。

畜産経営には堆肥センターは不可欠である。

有機栽培の推進など、農家との連携を強め、有効な活用が望まれる。

*農事組合法人

農業組合法人くわぎ、同よしがきとも、組合員の血のにじむような努

力がされている。水稲を中心に、飼料稲、野菜を組み合わせ、取り組まれている。労賃など経費を抑えて運営した結果、黒字となり法人税を納めるといふ矛盾もあり、経理事務、税対策の研修も必要である。



農業委員会との懇話会

が、補助金が投入されていることである。農業公社は、三和地区と二つある。組織統合も含め、今後のあり方が課題である。後継者不足と高齢化が進む中、農地の荒廃を防ぎ農業を守るためには、農業法人、公社、地域営農集団の組織化は必要であり、行政の指導、補助は不可欠である。また、施設・機械更新時の負担が大きな課題である。

県立神石三和病院の存続を求めて

県立神石三和病院存続に向けての経過

《委員会活動経過》

平成十七年二月九日、福祉文教常任委員会の活動として神石三和病院側と、委員会と

の懇談会を設ける。

常任委員会活動での病院存続は、限界があり、三月定例議会において、県立神石三和病院存続対策特別委員会を設置。

四月十四日

県立神石三和病院の存続を求めて陳情活動

県庁に向き、藤井県議同席、執行部、議会同一歩調で、県立での存続を要望。

《要望、協議の要旨》

町、議会から

県立神石三和病院を県立のまま存続してほしい。

広域性がなくなったという理由では、納得がいかない。地元移管に関しは、財政問題、医師確保、指定管理者制度への運営等、すべてが不安である。

神石高原町が発足したが、極めて財政的に厳しく、病院の赤字を補填できる余裕はない。

良い医師を配置すれば、病院経営もうまくいくので県の経営改善をお願いする。

県は病院の廃止ではないというが、公設民営

でも民間が運営すればいずれは廃止につながると先を読んでおり、不安原因になっている。

病院事務局から

広域性という県の役割が薄れていることから、地元移管の方針を出しており、この方針を転換できる状況にないの、前向きに協議を進めたい。

地元移管により、保健、医療、福祉の連携強化等、住民サービスの向上が図られると考えられる。

地元移管に係る事務的な協議に入らせてもらいたい。

五月九日

県立神石三和病院の存続を求めて陳情、県庁に向き、提言書を福祉保健部長に手渡した。

（提言書の内容は、あくまで、県立での病院存続の提言です）

陳情の状況は次のようであった。

四月十四日の病院事務局との懇談時より、部

県立神石三和病院の存続に向けた意見書（要旨）

県立神石三和病院は、県立小島診療所から県立小島病院に昇格以来、半世紀の間、地域の拠点病院として、住民の命と健康を守るために、充実した医療を提供してきた貢献度は、多大なものがある。

三月十八日、川崎病院事業局長が来町し「平成十九年四月、地元移管を進める」との県の方針を伝えたことを受け、議会では直ちに全会一致をもって「県立神石三和病院存続対策特別委員会」を設置した。

平成十七年五月九日、県立神石三和病院の存続を求めて、正式提案を行い、新本福祉保健部長に「県立」としての県立神石三和病院の存続を求める「提言書」を渡したところである。財政が逼迫する中、神石高原町が県立神石三和病院を引き受けることは、到底不可能である。

以上の経緯・諸事情から、あくまでも「県立」としての県立神石三和病院の存続を強く要望する。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年六月二十四日

広島県神石高原町議会

長への対応はやや柔軟と見え、町、議会との連携を深めたい。

今後、地元移管をソフトランディングさせるため、県が具体的な提言をしていく窓口を、町当局に設置してほしい。

今後も県立神石三和病院の機能がどうあれば



県立神石三和病院